

7 精神障害者の雇用について

精神障害者の雇用促進や維持を図るために必要な事項として、「精神障害者に対する社会や職場の理解の促進」が56.8%と最も高く、次いで「精神障害者の雇用管理に関するマニュアル等の提供」が34.0%となっている。

社会や職場において障害に対する理解が、身体障害者や知的障害者以上に求められている。

図5-1 条件整備に必要な事項の雇用上の配慮（複数回答：3つまで） (%)

	20	40	60
精神障害者に対する社会や職場の理解の促進			56.8
精神障害者の雇用管理に関するマニュアル等の提供		34.0	
職場内におけるメンタルヘルス等の相談支援体制の確保		29.2	
採用後精神障害者となった従業員に対する職場復帰のための再訓練の機会の提供		21.1	
医療機関との連携支援体制の確保		30.9	
外部の支援機関による訪問支援体制の確保	10.1		
職場での適応性を判断するための職場実習への協力		26.7	
企業と精神障害者・家族との調整役の確保		27.2	
その他	8.2		